

H30 年度

青色特報 9・10月号

《 お 知 ら せ 》

平成 30 年度会費(後期分)納付のお願い

平成 30 年度年会費 12,000 円のうち、前期分 6,000 円のみ納付の方は、今回、後期分 6,000 円を収集させていただきますので、よろしくお願ひします。

～今回号の特報目次～

- ①講習会・指導・相談（別紙：1ページ）
 - ・ 署主催：青色決算説明会(11/19)、年末調整説明会(11/20)のご案内
 - ・ 消費税の概要と軽減税率について(10/15)、年末調整実務講習会(11/22)
 - ・ 会計ソフト「ブルーターン A」講習会（記帳編：9/13、決算編：11/26）

- ②第 2 回記帳確認と「ブルーターン A」入力確認について（別紙：2ページ）
 - ・ 記帳確認：11/19(月)、11/20(火) / BRA 入力確認：11 月～12 月中(随時)

- ③まるごとバザール出店案内（別紙：3ページ）

H30.11.17(土)、18(日) 郭町通りにて出店参加（豆類を升で量り売り）

- ④青色申告会共済等の案内 各締切日等について（別紙：3ページ）

- ⑤弁護士による無料法律相談と事務局休業のご案内（別紙：3ページ）
 - ・ 毎月：第 3 水曜日開設 10:00～ 11:00～（要：予約）
 - ・ 10/1(月)：青色申告会事務局休業のお知らせ（行事参加のため）

- ⑥【税務おしらせ便】とその他連絡事項（別紙：4ページ）
 - ・ 11 月予定納税(所得税)、11 月個人事業税についてのお知らせ

- ⑦小規模企業共済制度（新規加入及び増口）について（別紙：5ページ）

今年も後半に差し掛かり、所得の概要が見えてきた頃かと思ひます。
節税（所得税・住民税）に！将来の安定のために！是非、ご検討下さい！！
事務局にて、新規加入・増口等の手続きをさせていただきます。

青色申告会共済等の締切について

① 全青色共済と傷害特約(12/1スタート分)

- ◎ 全会員による助けあいの制度(会費は経費扱い＝租税公課)
 - ◎ 低廉な会費で入院・通院・後遺障害・死亡・火災などの総合保障。
 - ◎ 死亡・高度障害の共済給付は終身保障。傷害特約給付は80歳6ヶ月まで。
 - ◎ 加入にあたっての健康診査はありません。
 - ※ 共済は1口のみ(1口月1,000円)
 - ※ 傷害特約は3口まで(1口月1,250円)
- 事務局締切日 11月5日(月)限

② 青色交通事故傷害保険(10/20更新)

交通事故に備えてご加入下さい。団体保険ですので割引が大きく有利です。～今回配布パンフレット参照～

事務局締切日 10月9日(火)限

第27回「まるごとバザール」 青年部が出店！

～“青色申告会”ののぼりが立っています！～

11月17日(土)、18日(日)の「まるごとバザール」へ、青年部と女性部が、青色申告会のPRと広報を兼ねて出店いたします。青年部・女性部共催による出店は今年が最後です！

出店場所予定：郭町通りの“吉田ハムさん向かい側”

出店予定品目

黒豆(丹波)・小豆(大納言)・大豆・金時を升で量り売りします！

【無料法律相談を開設中！】

毎月第3水曜日：10:00～ 11:00～ 各1時間以内(相談分野は問いません)

完全予約制です。同じ内容で2回目も相談の場合は有料です。

年内の相談は12月まで。年明けの1月と2月はお休みです。

会場：大垣青色申告会事務局(別室) / 予約は事務局まで。(TEL 78-6808)

【お願い】

大垣青色申告会の行事参加のため、10月1日(月)を事務局休業日とさせていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

“税務お知らせ便”

①所得税予定納税（第2期）（納付期限：11/30）

前年に一定額の納付税額のある人は、その年の所得税額をあらかじめ7月と11月にわけて納税する制度です。その年の5/15の現況で予定納税基準額が15万円以上(復興特別所得税を含む)の人は、税務署からの事前通知にもとづいて予定納税額を納付します。

- ・ 予定納税額：予定納税基準額(15万円以上の人)の1/3
- ・ 第2期納期：11/1～11/30

②個人事業税（第2期）（納付期限：11/30）

※前年の所得金額＝事業の総収入金額から必要経費(専給含む)を控除して計算。

ただし、青色申告特別控除(10万円、65万円)の適用はありません。

※標準税率は、事業種別(第1種～第3種)によって3%～5%に分かれます。

※納期は8月と11月の年2回です。(納付書はその月の10日頃発送)

(ただし、年税額が1万円未満の方は8/31の1回納付)

中小企業退職金共済制度をご存知ですか？

この制度は、従業員（パート・専従者を含む）の退職金制度です。

また、掛金の一部が国から補助されます。(家族従業員のみ場合は補助対象外)

掛金は全額非課税で経費（福利厚生費）として処理できます。

申込は青色申告会事務局（TEL78-6808）で受け付けています。

確定申告書・決算書の用紙が送付されません

申告書等用紙の送付に代えて、次の方には「確定申告のお知らせ」が送付されることになりましたので気を付けて下さい。

申告書等用紙が送付されている方のうち、平成29年分の“所得税”又は“消費税”の確定申告書を次の会場から書面提出された方が対象です。

- ①税理士会による無料相談会場
- ②地方団体による相談会場
- ③青色申告会による相談会場